

厚生労働大臣の定める施設基準等の届出事項

平成23年11月1日

社会福祉法人 愛徳福社会 南大阪療育園は、厚生労働大臣の定める施設基準等について以下の届出を近畿厚生局に行っております。

〈一般病床〉 病棟数 3 病室 62 許可病床数 120 床

障害者施設等 7 対 1 入院基本料

1日平均、入院患者7人に対して看護職員1人が勤務しています。

なお、実際の看護配置については、各病棟ナースステーション前の掲示をご覧ください。

自己負担による付添看護は行っておりません。

入院時食事療養費 (I)

入院時食事療養 (I)、食堂加算の届出を行っており、医師の発行する食事せんに基づき、管理栄養士が管理する食事を適時・適温で提供しております。

(基本診療料関係)

特殊疾患入院施設管理加算

療養環境加算

栄養管理実施加算

退院調整加算

強度行動障害入院医療管理加算

医療安全対策加算 1

褥瘡患者管理加算

(特掲診療料関係)

CT撮影(マルチスライス)及びMRI撮影

脳血管疾患等リハビリテーション料 (I)

運動器リハビリテーション料 (II)

呼吸器リハビリテーション料 (I)

障害児(者)リハビリテーション料

集団コミュニケーション療法料

医療機器安全管理料 1

※ 当センターでは、医療安全管理者等による相談及び支援を受けることができます。

詳しくは、医療相談室窓口へおたずねください。